

## 高砂市民病院における医の倫理

医療とは医学の実践であり、根拠に基づく医療が強調されている。医療の目的とは、患者の治療と人々の健康の維持もしくは増進とされる。高齢化の進んだ今日では老化現象か病気が判然としない場合があり、治療とともに支える医療も求められる。また、完治が難しい末期癌や心不全等においては、苦痛を和らげるための緩和ケアも医療の大きな目的となっている。

医療は自己の利益のためになすものではなく、他者の利益のためになされること、すなわち奉仕である。すべての人の生命の尊厳を尊重し、博愛と奉仕の精神をもって医療に尽くさなければならない。

### 医師の倫理綱領

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす
2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける
3. 医師は医療を受ける人々の人格を尊重し、優しい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない

### 職員の倫理綱領

1. 職員は知識と技術の習得に励み、温かな心をもって医療の質の向上に努める
2. 職員は患者の権利と自律性を尊重し、患者の視点に立った医療を行う  
また、権利には義務が伴うこと並びに医療の不確実性について患者に理解を求める
3. 職員は診療情報を適正に記録・管理し、開示請求には原則として応じる
4. 職員は地域の医療・保健・介護・福祉を包括的に推進するとともに、関係諸機関・施設等との連携・協力関係を構築する
5. 職員は人の自然な死に思いをいたし、緩和医療を推進し、誰もが受容しうる看取りのあり方を求める